

# 信濃製作所人権方針

私たち、信濃製作所は、企業に求められる社会的責任として人権を尊重し、社会とともに持続的に成長することを目指します。また、「国際人権章典」および国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」が定める人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って活動します。

信濃製作所人権方針は、企業理念に基づき、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、人権尊重の取り組みを明確にするものです。

## 1. 重要と考える人権項目

- 1) 雇用の自由選択
- 2) 児童労働、強制労働、人身売買の禁止
- 3) 差別・ハラスメントの禁止
- 4) 適正な労働時間
- 5) 適正な賃金と福利厚生
- 6) 職務上の安全衛生
- 7) プライバシーの保護と表現の自由の尊重
- 8) 地域社会との調和とサプライチェーン上の人権侵害の排除
- 9) 気候変動の進行による人権への負の影響の回避

## 2. 適用の範囲

本方針は、信濃製作所のすべての役員及び社員等に適用し、人権を尊重し、権利の侵害や不当な差別を行わないよう求め、間接的にも人権侵害に加担しないよう努めます。また、信濃製作所のみならず、サプライヤーを含むビジネスパートナーに対しても、本方針への理解と支持を求め、ともに人権の尊重に取り組みます。

## 3. ガバナンス

当社の取締役会が本方針の遵守及びその取り組みを監督します。

## 4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。人権デュー・ディリジェンスによって、人権に対する負の影響を引き起こしたり、助長するリスクを早期に検知し、適切な手続きを通じて、予防、是正及び救済に取り組みます。

## 5. 是正・救済

私たちは、信濃製作所の事業活動により、人権に負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合には、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。

## 6. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの対話と協議を行うことにより、人権尊重の取り組み向上と改善に努めます。また、対話・協議の結果を踏まえ、定期的に重要人権課題を含めた本方針の見直しに向けて検討します。

## 7. 教育と研修

私たちは、本方針が役員・従業員などに正しく理解され、事業活動で実践されるよう、適切な教育と研修を実施します。

## 8. 是正・救済

私たちの事業活動が人権への負の影響を引き起こしている、あるいはサプライチェーン等の取引関係を通じて人権侵害を助長していることが明らかになった場合は、適切な手続きを通じて、その是正・救済に取り組みます。